連載 第30回

福聚山史

池浦泰憲 及川一晋 編文

戦後復興から現代へ

1、当山復興への胎動

昭和二十年（一九四五）八月十五日、ようやく日中戦争～太平洋戦争と続いた大戦も終戦を迎えた。昭和二十年五月二十四日～二十六日の大空襲により、通用門と鐘楼堂と土蔵を残し一切が焼失した常円寺も復興に向け動き出すこととなる。常円寺が日本の国・社会と同じように、大戦という大きな痛手の経験からどのように復興を目指し、現代へと歩んでいくのか。そして、その中で、明治～大正～昭和初期へと受け継がれてきた法燈がどのように継承されていくのか。今回よりその軌跡を追っていきたい。

現在、常円寺には、終戦直後の時期に、復興に向け住職・総代らにより話し合われた「議事録」が残っている。今回はこの議事録の記録を通じて、終戦直後の当山の状況をみていきたい。

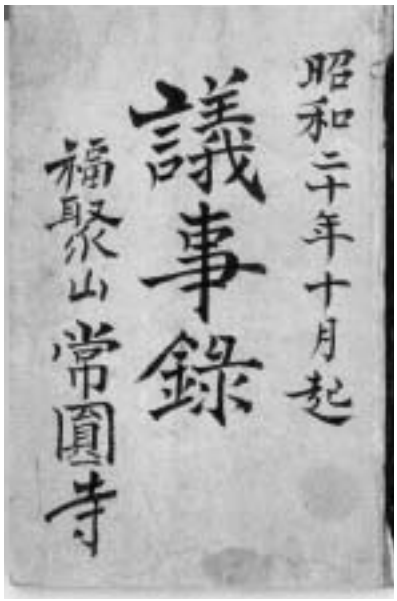

灰燼に帰した常円寺の復興への軌跡を伝える『議事録』。貴重な史料である。

第一回会議は終戦から三カ月後の十一月十五日に開かれている。おおむね会議は「定期総代会」と「臨時総代会」との名称が付けられている。場所は主に焼け残った常円寺土蔵で行われたようで、このほか当時の総代宅で行われたこともあったようである。この第一回の主な議題は、「松裏善進住職代務者退任」「墓地ケヤキ伐採」であった。戦時中の住職は代務上人が務めており、終戦とともに柴田一能上人が住職として復帰したのである。

再興にあたっては何よりもその費用の捻出が問題である。昭和二十一年（一九四六）二月二十五日の臨時総代会では、寺有地の賃借人からの寄付を新円で受領するか、あるいは旧円で受領するかが協議されている。これは、同年同月十六日に当時の幣原喜重郎内閣が戦後インフレーション対策として実施した「新円切り替え」政策に対したものであった。この政策は、同年二月十七日以降、全金融機関の法人、個人の預貯金を封鎖すること、流通している十円以上の銀行券（旧券）を同年三月二日限りで無効とする（同年二月二十二日、五円券も追加）こと、同年三月七日までに旧券を強制的に預入させ、既存の預金とともに封鎖する一方、新様式の銀行券（新円）を同年二月二十五日から発行し、一家族あたり世帯主月三百円、家族一人につき百円という一定限度内に限って旧券との引き換えおよび新円による引き出しを認める、というものである。

結局、旧円で寄付を受領することで決定している。また、この時「常円寺復興寄付金」も旧円で勧募するかどうかが話し合われているが、「檀家帖」が焼失し、新円への切り替えの期日まで日がないことから不可能であろうと決定されている。おそらく新円の預金引き出しや使用には一定額の制限が入るため、その前に旧円でできるだけ多くの寄付を募りたいという意図があったのであろう。終戦直後の混乱の中での復興計画の一面が現れている。

復興事業の第一には、まず本堂の再建が掲げられた。昭和二十一年八月二十二日の臨時総代会では、新たに建坪三十～四十坪の本堂を、棟梁鈴木源次郎氏、大工浅井鍋吉氏に工事を委嘱することで協議がなされている。鈴木源次郎氏は昭和六年（一九三一）の常円寺本堂新築にあたった「芝二本榎の名匠」といわれた人物であり、その縁から今回の本堂再建にも招聘されたのである。そして本堂の再建の材木は、総代渡邊喜之助氏により浜松の木材業者が紹介され、いち早く事業をすすめるため、「常円寺復興特別賛成会（仮名）」を設けることも決定された。

戦災で焼け残った鐘楼堂。後ろは常泉院庫裡。

しかし、それから約一年後の、昭和二十二年（一九四七）七月十七日の定期総代会では、契約を交わした浜松の製材所から、木材が輸送不可能となり契約を解除したという報告がなされている。

以降、本堂再建に関しての議事の記録はみられず、進展がなかったものと思われる。昭和二十七年（一九五二）六月二十二日の議事録では、本堂について、焼け残ったコンクリート建ての内陣の上に屋根を置いて雨漏りを防ぐ処置をしていくこと、そして、本堂外陣はバラックのまま拡張していくという案が諮られており、さしあたりいわゆる仮本堂で法要を執り行うこととなったようである。

実は、これは昭和二十六年（一九五一）七月に、庫裡再建を常円寺再興の第一として方針を転換したことにも関連があると思われる。次回はこの庫裡再建の過程を追っていくこととしたい。

（つづく）